

地方公共団体における非識別加工情報の仕組みの導入について

1 徳島県の基本的な考え方について

- 近年、情報通信技術の飛躍的な進展により、多種多様なビッグデータの収集・分析が可能となり、「新産業・新サービスの創出」や「イノベーション創出」に寄与することが期待されている
- 一方で、個人情報が悪用されるのではないかといった消費者意識が高まっており、「個人情報の保護と利活用のバランス」が大きな課題である
- こうした中、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法の改正により、民間部門、国の行政機関において「非識別加工情報」といった新たな仕組みが導入された
- 官民を通じた非識別加工情報の利活用を図っていくため、地方公共団体においても制度導入に向けた条例改正が期待されているが、多くの課題がある
 - ・非識別加工情報の定義、加工基準等は民間部門・国と同等の内容が求められており地方の裁量の余地はない
 - ・特に多くの市町村においては、情報の加工に当たり専門人材の確保が難しい
 - ・全ての地方公共団体で条例改正の足並みが揃わない
 - ・全国規模でデータの提供を希望する事業者にも大きな負担となる
- 我が国の個人情報保護法制については、国の法律よりも地方公共団体が先行して条例を制定し、個人情報の適正な取扱いなど「保護」を中心に施策を実施してきた
- 今回の改正は、官民データの活用推進による新産業の創出等、これまでの「保護中心の施策」とは全く別の「利活用の施策」であることから、現行の「保護中心」の法体系は維持しつつ、新たな施策である「利活用」に特化した法整備が必要ではないか

2 徳島県における個人情報保護施策について

- 徳島県個人情報保護条例の制定（H14）
- 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法の制定、その後の法改正に伴い、個人情報保護条例を順次改正
- 実施機関を順次拡大（公安委員会、警察本部長、県議会、地方独立行政法人）し、県の機関全てを条例でカバー

3 今回の法改正に伴う検討状況について

(1) 徳島県個人情報保護条例の一部改正

徳島県個人情報保護審査会へ諮問（H28. 9. 26）

徳島県個人情報保護審査会から答申（H28. 12. 26）

（個人情報保護法関係）

法の規制対象外であった小規模事業者に係る規定を条例から削除（H29. 2月議会）

（行政機関個人情報保護法関係）

個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の規定の整備について、条例の一部を改正する条例案をH29. 9月議会に提案予定

(2) 非識別加工情報の仕組みの検討

府内検討委員会を開催

民間事業者の提案から情報加工、提供までの一連の作業スキームの検討

加工対象となる個人情報ファイルの洗い出し

（個人情報保護委員会規則に準じ、1,000人以上の個人データを保有するもの）など

(3) 徳島県が保有する個人情報ファイル

県税の賦課徴収情報、運転免許証交付情報、自転車防犯登録情報、交通事故情報、危険物取扱者情報、保育士登録情報、県営住宅入居者情報、県立学校生徒情報、身体（精神）障がい者手帳交付、各種手当受給者等福祉関係情報など66ファイル

※ 加工対象となる個人情報ファイルは、都道府県よりも、より住民に近い市町村の方が多く保有していると考えられる

4 検討を進める中で見えてきた課題について

当初、条例の一部改正が必要との認識で検討を進めていたが、様々な課題が判明

(1) 非識別加工の技術的な課題

事業者から提案される加工方法の審査、加工作業、加工後のデータ検証など、加工には、かなり専門的知識が必要であり、小規模な市町村では専門人材を確保することが深刻な課題

(2) 提案する民間事業者の利便性に課題

仮に、全国からデータを収集・分析したい民間事業者にとっては、各地方公共団体の個人情報ファイル簿を確認し、提案、審査後の契約などの事務手続に要する時間的コストに加え、手数料といった経済的コストが負担となる

地方公共団体の数（H28.12.31現在）※政令指定都市の行政区（170区）は含んでいない

区分	団体数	団体の人口規模
都道府県	47団体	1,300万人超～60万人未満
市・特別区	814団体	約370万人～約3,500人
町	744団体	約5万人～約1,000人
村	183団体	約4万人～数百人
市区町村計	1,741団体	

都道府県が保有する個人情報の場合

47都道府県×手数料（1団体につき2万円と仮定）＝94万円

市区町村が保有する個人情報の場合

1,741市区町村×手数料（2万円と仮定）＝3,482万円

四国エリアだけでも95市町村×手数料（2万円と仮定）＝190万円

※ 行政機関個人情報保護法施行令第25条（手数料）
21,000円+（作成に要する時間1時間までごとに3,950円）

(3) 個人情報保護委員会規則で定める1,000人の解釈

加工対象となるファイルについて、ファイルを構成する本人データの数は1,000人以上と規定されている

これは、提案先の地方公共団体ごとに考える最少の単位なのか？

全国には、人口が1,000人未満の村が30団体以上存在する

5 新たな法整備の必要性について

(1) 民間事業者の先進的な提案を実現できる制度の構築

先に施行された個人情報保護法に基づく民間事業者の保有するパーソナルデータの利活用が進んでいく中で、今後、行政機関が保有するパーソナルデータについても民間事業者から利活用のアイデアが出てくると想定される

地方公共団体における非識別加工情報の仕組みの導入を条例改正により整備することとすれば、民間事業者はもとより地方公共団体にとっても大きな負担となる

提案する民間事業者、地方公共団体の双方にとってメリットのある制度構築、提案から加工情報の提供まで、ワンストップで行える仕組みを検討するにあたって、民間事業者からの提案を効率的に実現する観点から、法律による制度化が必要ではないかと考える

(2) 加工を行う機関について

非識別加工情報の効率的な作成や、漏えい防止の観点から、地方公共団体において、氏名や個人識別符号の削除等、最低限の加工を行った上で、加工を行う機関へ提供することも検討する必要がある

加工を行う機関には、万全のセキュリティ対策を講ずる必要がある

(3) 非識別加工情報の利活用によるメリット

ニーズが高い医療情報については、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」がH29.5.12に公布され1年以内に施行予定

国民の理解を得るためにも、新たな仕組みにより、どういう活用が考えられるのか、民間事業者の意見やアイデアを示す必要がある